

文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について

1 概要

文京区の教育について、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトとして、「探究」に重点を置いた学びをデザインし、工夫した指導ができるようになる必要がある。その実現に向け、探究的な学びに造詣の深い国際バカロレア機構と協力して本プロジェクトを実施する。

そのため、国際バカロレア機構との相互協力における覚書を締結する。

2 覚書

別紙のとおり

3 覚書締結日

令和7年3月予定

4 国際バカロレア機構概要

国際バカロレアとは、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界の実現に貢献できる、探究心、知識、思いやりに富んだ若者を育成することを目的とする、国際的な教育プログラムのこと。世界共通の大学入試資格でもある。指導のアプローチとして、探究を基盤とした指導や、多様性に価値を置いたインクルーシブな指導を行うことなどを挙げている。

文京区と国際バカロレア機構との覚書

文京区（以下「甲」という）と国際バカロレア機構（以下「乙」という）は、教育分野における協力を推進するため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、文京区立幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校の幼児、児童及び生徒が好奇心を育み、世界を理解し、及び持続可能な社会及び平和な世界に貢献するために必要な能力を習得する環境を、相互の協力を通じて構築することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について協力し、連携するものとする。

- (1) 教員研修の実施
- (2) その他、双方が合意する目的達成に有益な取り組み
- (3) 前二号に定める事業の実施に必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上で決定する。

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、本覚書に基づく事業の実施において知り得た、一般に公開されていない機密情報を開示せず、また他の目的に使用しないものとする。また、本覚書は、いかなる知的財産権の交換も意味するものではないものとする。甲及び乙の知的財産権は、それぞれに帰属し、いずれも他方の知的財産権（商標、ロゴ、名称を含む）を、事前の書面による同意なく宣伝資料に使用する権利を有しないものとする。

2 前項の規定は、本覚書の有効期間が終了した後も存続するものとする。

（有効期間及び終了）

第4条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から3年間とする。

- 2 期間満了日の90日前までに、甲又は乙が別段の意思表示を行わない場合は、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。
- 3 甲又は乙のいずれかが本覚書の解約を希望する場合は、解約予定日の90日前までに書面をもって相手方に通知することにより本覚書を解約できるもの

(案)

とする。

(その他)

第5条 第2条に定める事項に加え、甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、相互協力に関するその他の事項についても積極的に検討するものとする。

2 本覚書に定めのない事項または解釈上の疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上で適切な対応を決定するものとする。

3 甲及び乙は、第3条、第4条及び本条に定める規定を除き、本覚書は法的拘束力を有するものではなく、甲及び乙のいずれにもいかなる法的義務を課すものではないことを理解するものとする。

本覚書の締結を証するため、本通2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通を所持するものとする。

日付：[年][月][日]

- ・ 住所：東京都文京区春日一丁目16番21号

甲：文京区

代表者 文京区長 成澤廣修

- ・ 住所：Rue du Pré-de-la-Bichette 1, 1202 Geneva, Switzerland

乙：国際バカロレア機構

総裁 オリベッカ・ヘイノネン

研修コンテンツ開発・提供部門ディレクター

シンディ・ファーラー

